

令和3年7月5日

各 位

内閣府みどりの学術賞選考委員会委員長
篠 崎 和 子

令和4年（第16回）みどりの学術賞の候補者の推薦について（依頼）

政府においては、平成18年8月8日に閣議決定されました「『みどりの月間』及び『みどりの学術賞』の創設について」に基づき、「みどりの学術賞」を選定しております。

この賞は、「みどりの日（5月4日）」についての国民の関心と理解を促進し、「みどり」についての国民の造詣を深めるため、国内において植物、森林、緑地、造園、自然保護等に係る研究、技術の開発その他の「みどり」に関する学術上の顕著な功績のあった者を対象に、毎年みどりの月間中に開催される「みどりの式典」において、内閣総理大臣から授与するものです。

本選考委員会では、この賞の創設の趣旨に沿って、幅広い分野の優れた業績をあげた研究者等から、授与するにふさわしい候補者を選考することとしております。具体的には、「みどり」に関する様々な研究分野に携わっていらっしゃる全国各地の各研究者等の方々から推薦をいただき、その推薦を元に選考委員会において選考させていただく手順としており、今回この文書をお送りする皆様に候補者の推薦をお願いする次第です。

つきましては、別紙の推薦基準に基づき、この賞を授与するにふさわしい候補者（3名以内）を推薦していただきたく、お願い申し上げます。（自薦はご遠慮ください。）

推薦にあたっては、別添の推薦調書（総括調書は1枚、個別調書は1名毎に作成してください）にご記入の上、令和3年8月16日（月）までに、下記の担当まで郵送、ファックスまたは電子メールにてお送りくださるようお願いいたします。

推薦調書の電子ファイルフォーマットをご希望の場合は、電子ファイルをお送りしますので、下記の担当まで電子メールでお知らせください。

なお、本依頼は、貴殿の個人としてのお考えに基づく推薦をお願いするものであり、所属されている組織（学会や研究機関等）としての推薦をお願いする趣旨ではありません。

また、本件についてのご依頼を申し上げたこと等の守秘にご協力をお願いいたします。特に、候補者との接触はお控えくださるようお願い申し上げます。

【担当】内閣府大臣官房総務課 みどりの学術賞及び式典担当室室長補佐 井上 裕幸

（ 文部科学省在席 研究振興局 学術調査官 兼務 ）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電 話：03-6734-4110（直通）

ファックス：03-6734-4065

電子メール：hinoue@mext.go.jp

※電子メールをお送りいただく場合、

shintaro_imawaka170@maff.go.jp へ CC をお願いします。

みどりの学術賞候補者に関する推薦基準

1. みどりの学術賞の受賞対象功績

みどりの学術賞の受賞対象分野は、国内において、植物、森林、緑地、造園、自然保護等に係る研究、技術の開発その他の「みどり」に関する学術上の顕著な功績。

2. みどりの学術賞候補者の推薦基準

(1) 形式的基準

形式的基準は、以下のとおりとする。

- 1) 「みどり」に関連する幅広い分野に係る研究、技術の開発その他の学術上の顕著な功績のあった個人であること。
- 2) 国籍・年齢は問わず、継続的に日本国に生活基盤を実体的にしている個人であること。
- 3) 文化勲章を受章した者及び現に文化功労者である者以外の個人であること。

(2) 実質的基準

実質的基準は、以下のとおりとする。

- 1) 対象とする分野については、「みどりの学術賞」の趣旨にかんがみ、基礎的な分野から応用的な分野まで含まれること。
- 2) 対象とする功績については、個々の論文等に限定した業績ではなく、ライフワーク的に行っている研究や技術の開発等の業績及びこれらに関連する活動によって国民の造詣を深めることに貢献する等の当該個人の総和的な功績であって、以下のような要件を満たすものであること。
 - ① 一般的に脚光を浴びているいないに係わらず、我が国が伝統的に強く、世界に誇れるものであること。
 - ② 当該研究分野等の発展、新たな研究・技術分野の創出等に多大な影響を与えたものであって、「みどり」に対する国民の理解増進にも影響を及ぼすものであること。